

（こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部改正）

第三条 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
一 (略) 二 令第五十二条第三項第一号イに基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円にハ及びニに定める割合を乗じて得た額を乗じて得た額を合計した額とする。 イ 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者 (1)から(9)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(9)までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を乗じて得た数を合計した単位数 (1) 重度障害者等包括支援に係る支給決定 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。) 第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。) を受けた者 次の(一)又は(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数 (一) (二)に掲げる者以外のもの <u>九六、八七〇単位</u> (二) 六十五歳以上の者又は介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者 (以下「介護保険給付対象者」と総称する。) <u>六七、九五〇単位</u> (2) 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数 (一) (二)に掲げる者以外のもの <u>七五、八七〇単位</u> (二) 介護保険給付対象者 <u>四六、四六〇単位</u>	一 (略) 二 令第五十二条第三項第一号イに基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円にハ及びニに定める割合を乗じて得た額を乗じて得た額を合計した額とする。 イ 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者 (1)から(9)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(9)までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を乗じて得た数を合計した単位数 (1) 重度障害者等包括支援に係る支給決定 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。) 第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。) を受けた者 次の(一)又は(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数 (一) (二)に掲げる者以外のもの <u>九六、四八〇単位</u> (二) 六十五歳以上の者又は介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者 (以下「介護保険給付対象者」と総称する。) <u>六七、六八〇単位</u> (2) 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数 (一) (二)に掲げる者以外のもの <u>七四、三一〇単位</u> (二) 介護保険給付対象者 <u>四五、五一〇単位</u>

(3) 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者 (2)に掲げる者を除く。) 次の(一)から四までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から四までに掲げる単位数

(一) (二)から四までに掲げる者以外のもの 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数

a 区分六 (障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令 (平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分命令」という。) 第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。) に該当する者

六三、〇四〇単位

b 区分五 (区分命令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。) に該当する者

三六、八五〇単位

c 区分四 (区分命令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。) に該当する者

一九、四〇〇単位

d 区分三 (区分命令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。) に該当する者

二三、四八〇単位

(二) 介護保険給付対象者 (三)及び四に掲げる者を除く。) 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数

a 区分六に該当する者

二三、一三〇単位

b 区分五に該当する者

一五、四三〇単位

c 区分四に該当する者

一四、七八〇単位

d 区分三に該当する者

一四、一〇〇単位

(三) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の2の1の就労選択支援サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の

(3) 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者 (2)に掲げる者を除く。) 次の(一)から四までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から四までに掲げる単位数

(一) (二)から四までに掲げる者以外のもの 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数

a 区分六 (障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令 (平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分命令」という。) 第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。) に該当する者

六二、〇五〇単位

b 区分五 (区分命令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。) に該当する者

三六、二七〇単位

c 区分四 (区分命令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。) に該当する者

一八、九四〇単位

d 区分三 (区分命令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。) に該当する者

二三、一一〇単位

(二) 介護保険給付対象者 (三)及び四に掲げる者を除く。) 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数

a 区分六に該当する者

二三、九一〇単位

b 区分五に該当する者

一五、二九〇単位

c 区分四に該当する者

一四、六二〇単位

d 区分三に該当する者

二三、九二〇単位

(三) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の2の1の就労選択支援サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の

1 の就労継続支援 A 型サービス費又は介護給付費等単位数表の第 14 の 1 の就労継続支援 B 型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（四に掲げる者を除く。） 次の a から e までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から e までに掲げる単位数

- a 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一九、一九〇単位
- b 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一一、一四〇単位
- c 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの 一七、七八〇単位
- d 区分四に該当する者 一六、五〇〇単位
- e 区分三に該当する者 一一、七六〇単位

四 介護給付費等単位数表の第 15 の 1 の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」という。）又は介護給付費等単位数表の第 15 の 1 の 2 の日中サービス支援型共同生活援助サービス費（以下「日中サービス支援型共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（七及び（八）に掲げる者を除く。） 次の a から c までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から c までに掲げる単位数

- a b 及び c に掲げる者以外のもの 四、三三〇単位
- b 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注 2 又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注 3 若しくは注 4 に掲げる単位数を算定されるもの（c に掲げる者を除く。） 次の i から iii までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ i から iii までに掲げる単位数
 - i 区分六に該当する者 一七、八八〇単位
 - ii 区分五に該当する者 一一、三〇〇単位

1 の就労継続支援 A 型サービス費又は介護給付費等単位数表の第 14 の 1 の就労継続支援 B 型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（四に掲げる者を除く。） 次の a から e までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から e までに掲げる単位数

- a 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一八、七三〇単位
- b 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 二〇、八一〇単位
- c 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの 一七、六一〇単位
- d 区分四に該当する者 一六、二四〇単位
- e 区分三に該当する者 一一、五六〇単位

四 介護給付費等単位数表の第 15 の 1 の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」という。）又は介護給付費等単位数表の第 15 の 1 の 2 の日中サービス支援型共同生活援助サービス費（以下「日中サービス支援型共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（七及び（八）に掲げる者を除く。） 次の a から c までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から c までに掲げる単位数

- a b 及び c に掲げる者以外のもの 四、二六〇単位
- b 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注 2 又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注 3 若しくは注 4 に掲げる単位数を算定されるもの（c に掲げる者を除く。） 次の i から iii までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ i から iii までに掲げる単位数
 - i 区分六に該当する者 一七、六〇〇単位
 - ii 区分五に該当する者 一一、一二〇単位

- iii 区分四に該当する者 八、八〇〇単位
- c 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの 四、三三〇単位
- (4) 行動援護に係る支給決定を受けた者 (2)及び(3)に掲げる者を除く。) 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
- (一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数
- a 区分六に該当する者 三七、五一〇単位
- b 区分五に該当する者 二八、八六〇単位
- c 区分四に該当する者 一一、七〇〇単位
- d 区分三に該当する者 一六、一〇〇単位
- e 障害児 一〇、四九〇単位
- (二) 生活介護サービス費等を算定される者 (三)に掲げる者を除く。) 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数
- a 区分六に該当する者 一四、四八〇単位
- b 区分五に該当する者 一〇、三一〇単位
- c 区分四に該当する者 一六、〇〇〇単位
- d 区分三に該当する者 一二、二八〇単位
- e 障害児 一〇、四九〇単位
- (三) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者 (7)及び(8)に掲げる者を除く。) 一一、六六〇単位
- (5) 居宅介護に係る支給決定を受けた者 (2)から(4)まで及び(6)

- iii 区分四に該当する者 八、六六〇単位
- c 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの 四、二六〇単位
- (4) 行動援護に係る支給決定を受けた者 (2)及び(3)に掲げる者を除く。) 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
- (一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数
- a 区分六に該当する者 三六、五二〇単位
- b 区分五に該当する者 二八、一〇〇単位
- c 区分四に該当する者 一一、二三〇単位
- d 区分三に該当する者 一五、六八〇単位
- e 障害児 一九、九五〇単位
- (二) 生活介護サービス費等を算定される者 (三)に掲げる者を除く。) 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数
- a 区分六に該当する者 一三、八四〇単位
- b 区分五に該当する者 一九、七八〇単位
- c 区分四に該当する者 一五、五八〇単位
- d 区分三に該当する者 一一、九六〇単位
- e 障害児 一九、九五〇単位
- (三) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者 (7)及び(8)に掲げる者を除く。) 一一、五九〇単位
- (5) 居宅介護に係る支給決定を受けた者 (2)から(4)まで及び(6)

から⑧までに掲げる者を除く。) 次の(一)から④までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から④までに掲げる単位数

(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの(介護保険給付対象者を除く。) 次の a から g までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から g までに掲げる単位数

a	区分六に該当する者	二九、四一〇単位
b	区分五に該当する者	二一、四二〇単位
c	区分四に該当する者	一四、六二〇単位
d	区分三に該当する者	九、三八〇単位
e	区分二(区分命令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下同じ。)に該当する者	七、四二〇単位
f	区分一(区分命令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。)に該当する者	六、五五〇単位
g	障害児	一三、五五〇単位

(二) 介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者(三)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。) 次の a から g までに掲げる区分に応じ、それぞれ a から g までに掲げる単位数

a	区分六に該当する者	二六、〇四〇単位
b	区分五に該当する者	一八、一〇〇単位
c	区分四に該当する者	一一、三〇〇単位
d	区分三に該当する者	六、〇一〇単位
e	区分二に該当する者	四、〇九〇単位
f	区分一に該当する者	三、一七〇単位
g	障害児	一〇、一六〇単位

(三) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの(介護保険給付対象者を除く。)

二二、九二〇単位

四 介護保険給付対象者 次の a 又は b に掲げる者の区分に応じ、それぞれ a 又は b に掲げる単位数

から⑧までに掲げる者を除く。) 次の(一)から④までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から④までに掲げる単位数

(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの(介護保険給付対象者を除く。) 次の a から g までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から g までに掲げる単位数

a	区分六に該当する者	二八、八〇〇単位
b	区分五に該当する者	二〇、九八〇単位
c	区分四に該当する者	一四、三二〇単位
d	区分三に該当する者	九、一九〇単位
e	区分二(区分命令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下同じ。)に該当する者	七、二七〇単位
f	区分一(区分命令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。)に該当する者	六、四一〇単位
g	障害児	一三、二七〇単位

(二) 介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者(三)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。) 次の a から g までに掲げる区分に応じ、それぞれ a から g までに掲げる単位数

a	区分六に該当する者	二五、五〇〇単位
b	区分五に該当する者	一七、七三〇単位
c	区分四に該当する者	一一、〇七〇単位
d	区分三に該当する者	五、八九〇単位
e	区分二に該当する者	四、〇一〇単位
f	区分一に該当する者	三、一〇〇単位
g	障害児	九、九五〇単位

(三) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの(介護保険給付対象者を除く。)

二二、四五〇単位

四 介護保険給付対象者 次の a 又は b に掲げる者の区分に応じ、それぞれ a 又は b に掲げる単位数

- a 区分六に該当する者 一、八五〇単位
- b 区分五に該当する者 一、二一〇単位
- (6) 居宅介護に係る支給決定を受けた者（介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者（②から④まで、⑦及び⑧に掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。）であつて、共同生活援助サービス費のイ若しくはロの共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費のイ若しくはロ、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注2若しくは注6又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定されるもの
一、五〇〇単位
- (7) 居宅介護に係る支給決定を受けた者（②に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定されるもの 次の（一）から（三）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（三）までに掲げる単位数
- （一）介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次の a から c までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から c までに掲げる単位数
- a 区分六に該当する者 一四、〇五〇単位
- b 区分五に該当する者 一〇、二一〇単位
- c 区分四に該当する者 七、九八〇単位
- （二）介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 三、六三〇単位
- （三）介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費

- a 区分六に該当する者 一、八一〇単位
- b 区分五に該当する者 一、一〇〇単位
- (6) 居宅介護に係る支給決定を受けた者（介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者（②から④まで、⑦及び⑧に掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。）であつて、共同生活援助サービス費のイ若しくはロの共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費のイ若しくはロ、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注2若しくは注6又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者
一、四五〇単位
- (7) 居宅介護に係る支給決定を受けた者（②に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定されるもの 次の（一）から（三）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（三）までに掲げる単位数
- （一）介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次の a から c までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から c までに掲げる単位数
- a 区分六に該当する者 一三、七六〇単位
- b 区分五に該当する者 一〇、〇〇〇単位
- c 区分四に該当する者 七、八一〇単位
- （二）介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 三、五五〇単位
- （三）介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費

の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの（（一）に掲げる者を除く。） 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

- a 区分六に該当する者 一二、四一〇単位
- b 区分五に該当する者 八、五五〇単位
- c 区分四に該当する者 六、二七〇単位

- (8) 居宅介護に係る支給決定を受けた者（（2）に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定されるもの 次の（一）から（三）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（三）までに掲げる単位数

- （一） 区分六に該当する者 九、八九〇単位
- （二） 区分五に該当する者 六、〇七〇単位
- （三） 区分四に該当する者 三、八三〇単位

- (9) 同行援護に係る支給決定を受けた者（（2）から（8）までに掲げる者のうち次の（一）及び（二）に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。） 次の（一）及び（二）に掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）及び（二）に掲げる単位数

- （一） （二）に掲げる者以外のもの 一四、六七〇単位
- （二） 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者（（7）及び（8）に掲げる者を除く。） 四、〇二〇単位

ロ（二） （略）

の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの（（一）に掲げる者を除く。） 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

- a 区分六に該当する者 一二、一五〇単位
- b 区分五に該当する者 八、三七〇単位
- c 区分四に該当する者 六、一四〇単位

- (8) 居宅介護に係る支給決定を受けた者（（2）に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定されるもの 次の（一）から（三）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（三）までに掲げる単位数

- （一） 区分六に該当する者 九、六九〇単位
- （二） 区分五に該当する者 五、九四〇単位
- （三） 区分四に該当する者 三、七五〇単位

- (9) 同行援護に係る支給決定を受けた者（（2）から（8）までに掲げる者のうち次の（一）及び（二）に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。） 次の（一）及び（二）に掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）及び（二）に掲げる単位数

- （一） （二）に掲げる者以外のもの 一三、八七〇単位
- （二） 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者（（7）及び（8）に掲げる者を除く。） 三、八〇〇単位

ロ（二） （略）